

あまくさ型地産地消体験活動推進事業実施要領

（目的）

第1条 幼少期から農業を体験することによって、地域農産物に興味や関心を持たせ、食と農業に対する知識や関心を深めるために本事業を行うものである。

（事業の対象）

第2条 この事業の対象は、下表のとおりとする。

事業名	対象者	対象費用
米づくり体験事業	市内の小中学校、子ども会 農業関係団体	米の作付けから収穫までの作業 とその米を使用した料理教室等 に要する費用
地産地消体験事業	市内の保育所、保育園及び幼稚園	農作業体験と地元で生産された 農産物を使用した料理教室等 に要する費用

（補助金の額）

第3条 補助金は、前条の事業を実施するために必要とする経費に対し、米づくり体験活動については1団体5万円、地産地消体験活動については1団体3万円を上限に予算の範囲内で交付する。

（事業実施の申込み）

第4条 事業の実施を希望する団体は、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

（事業実績の報告）

第5条 事業を実施した者は、事業が終了したら、速やかに補助金等実績報告書を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第6条 この要領の定めがないものについては、その都度、市長と事業実施者とで協議して決定するものとする。